

石狩市公園指定管理者募集要項

石狩市では、公園の管理運営業務について、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ効率的に対応するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）及び石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第20号。以下「指定手續条例」という。）に基づき、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者が管理する公園の概要

公園・緑地等（別紙「指定管理者が管理する公園（一覧表）」のとおり）。

2 施設の概要

野球場6面、テニスコート23面、陸上競技場1面、広場、キャンプ場、園路、駐車場等。

3 指定管理者が行う管理業務の範囲及び具体的内容

- （1）公園施設の維持管理に関すること。
- （2）有料公園施設の利用の承認に関すること。
- （3）有料公園施設の利用料金の徴収に関すること。
- （4）その他市長が定める業務。

4 業務の委託

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできませんが、管理業務の主要部分ではない施設の維持補修、警備、清掃等の業務を個々に委託することは可能です。

5 関係法令等の遵守

自治法、都市公園法、石狩市公園条例・施行規則、指定手續条例・事務処理要綱、石狩市行政手續条例、石狩市情報公開条例、石狩市個人情報保護条例その他関係法令の規定及び石狩市の指示を遵守してください。

6 指定期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日までとします。

ただし、市は、指定管理者が指定手續条例第9条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

7 管理に要する経費等

初年度年間委託額 112,654.5千円(消費税含む。)以内。

4年間 450,618千円(消費税含む。)以内。

委託料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を基準とし、支払方法等は協定書で定めます。

経費は、公園の管理に係る専用の口座で管理してください。

8 利用料金に関する事項

有料公園施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

【石狩市公園条例第34条(平成19年9月改正)による。】

9 管理の基準

別紙「各公園標準作業一覧表」のとおりとします。

10 申請の資格

(1) 団体であること(法律上、個人は指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。)

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により市における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。

カ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

キ 市町村民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

(3) 施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。

(4) 現在雇用関係にある熟練した作業員について、雇用契約上十分配慮すること。

11 申請の手続き

(1) 申請の際に提出する書類の内容

ア 申請資格を有していることを証する書類

(ア) 団体であることを証する書類

法人の場合 登記簿の謄本など

自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合

自治法第260条の2第12項の証明書など

その他の非法人の場合 団体の規約、構成員名簿など

(イ) 団体又はその代表者が「10 申請の資格」の(2)の事由に該当しないことを証する書類

法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)については、代表者の身分証明書など

その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明書など

(ウ) その他の書類

施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合の当該資格等を有していることを証する書類など

イ 事業計画書

管理運営方針

業務の安全成績

安全面に関する方針

福祉政策に関する取組状況

施設管理について

施設運営について

個人情報の保護の処置について

緊急時対策について

自主事業計画書(年度ごと。ただし、自主事業の実施を予定している場合のみ)

ウ 収支計画書(年度ごと。ただし次年度以降変更がない場合は、初年度分のみで可)

エ 当該団体の経営状況を説明する書類

(ア) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

(イ) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)

(ウ) 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

オ その他市長が別に定める書類

(ア) 団体の活動内容等を記載した書類

団体の定款又は寄附行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類など

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 5 部。ただし、証明書関係は正本 1 通。

(3) 提出方法

必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

(4) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 必要に応じて追加資料を求めることがあります。

(5) 提出先

石狩市建設水道部管理課

(6) 申請期間

平成 2 3 年 9 月 5 日 (月) から平成 2 3 年 1 0 月 5 日 (水) 午後 5 時まで。

(土曜日・日曜日及び休祭日を除く)

12 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 施設の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

エ 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。

(2) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、石狩市指定管理者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) において、選定基準に基づいて行います。

イ 選定結果は、平成 2 3 年 1 1 月末頃までに通知します。

ウ 選定委員会は非公開とします。

13 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定には、石狩市議会の議決が必要になります。

(2) 選定委員会で選定した法人等 (以下「選定事業者」という。) を指定管理者の候補者として、平成 2 3 年第 4 回石狩市議会へ上程し、議決されれば、指定管理者の指定となります。

(3) 石狩市と指定管理者は、業務の実施等に関し細目的事項について協議の上、公園の管理に関し協定を締結します。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限りません。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応を行い、速やかに石狩市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに石狩市に報告しなければなりません。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

石狩市は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地については調査し、又は必要な指示をすることができますが、その指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

16 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とします。
- (3) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者が行う業務の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

17 書類の配布場所及び提出先（問い合わせ先）

- (1) 郵便番号 061-3292
- (2) 住所 石狩市花川北6条1丁目30番地2
- (3) 担当課 石狩市建設水道部管理課
- (4) 電話番号 0133-72-6122
- (5) FAX 0133-75-2274